

第3章

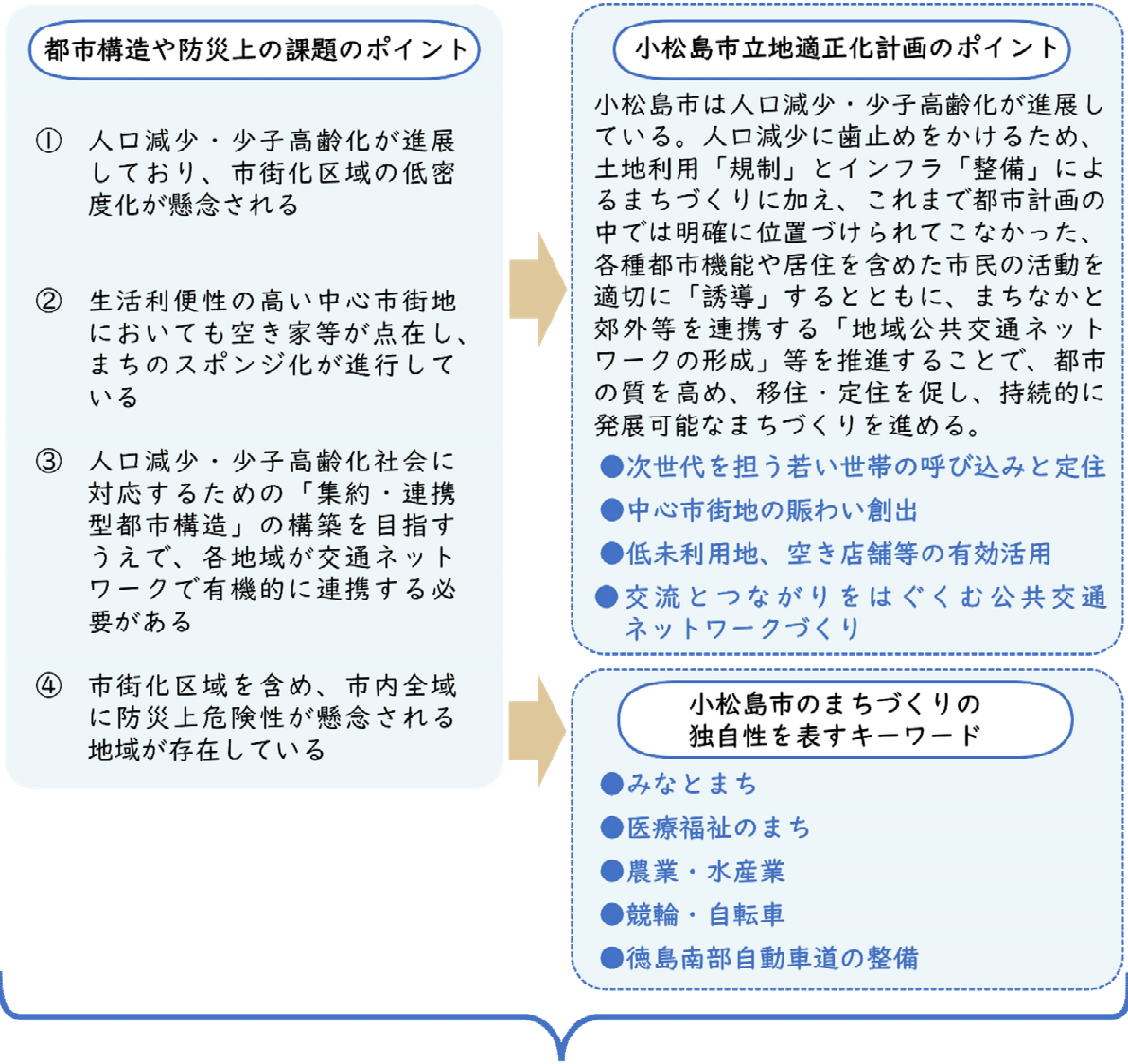
基本的な方針

- 3.1 まちづくりの基本方針(ターゲット)
- 3.2 目指すべき都市の骨格構造
- 3.3 誘導方針(ストーリー)

3.1 まちづくりの基本方針(ターゲット)

都市構造や防災上の課題に対応するとともに、本市のまちづくりの特性を生かし、まちづくりの方針(ターゲット)を以下のように定めます。

【小松島市の立地適正化計画におけるまちづくりの方針(ターゲット)】



まちづくりの方針(ターゲット)

人口減少に歯止めをかけるため、特に子育て世代の定住を促進

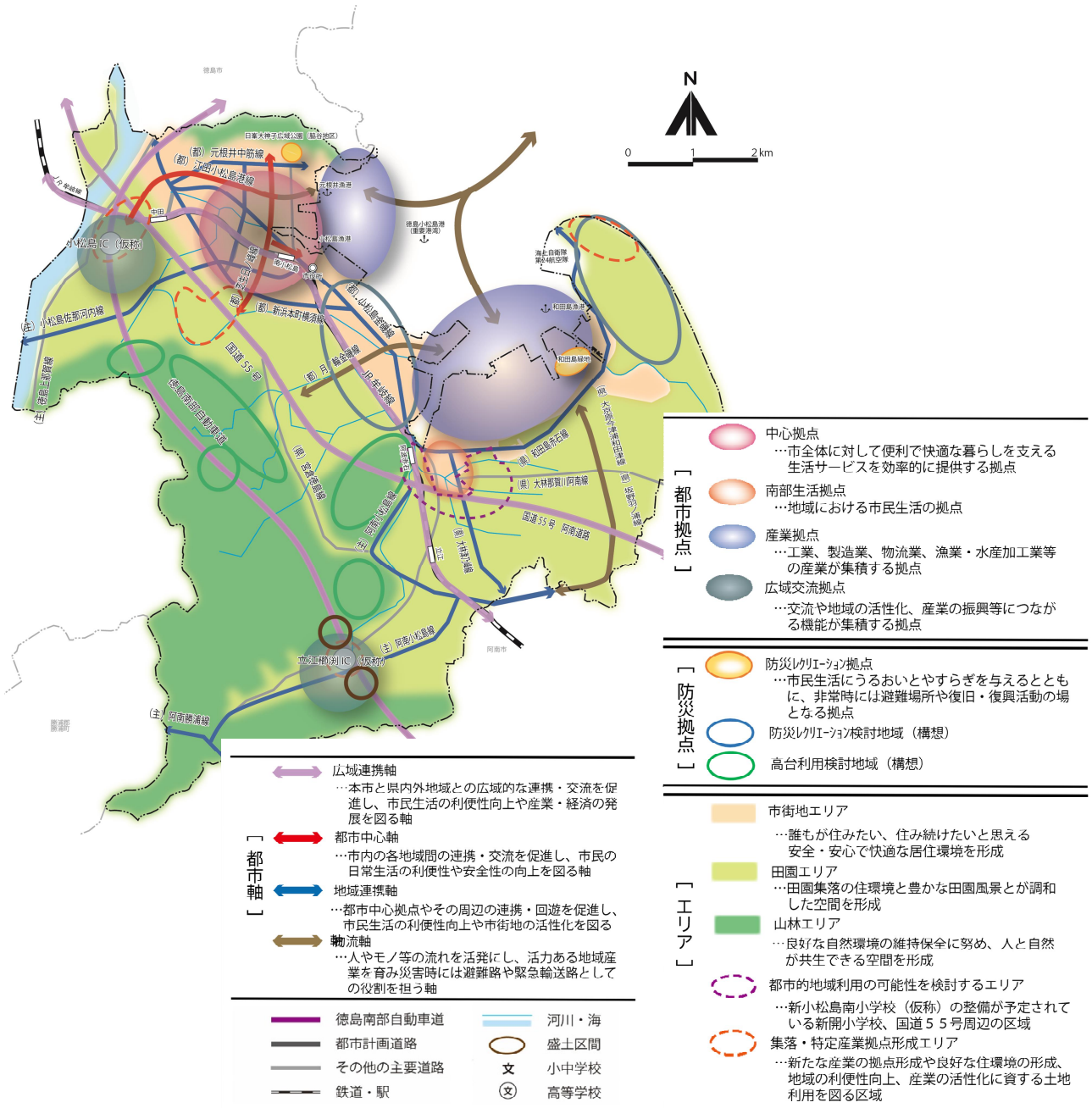
3.2 目指すべき都市の骨格構造

まちづくりの方針を具体化するために、本市が目指すべき都市の骨格構造を設定しますが、すでに小松島市都市計画マスタープランで将来都市構造が定められており、これを基本とします。

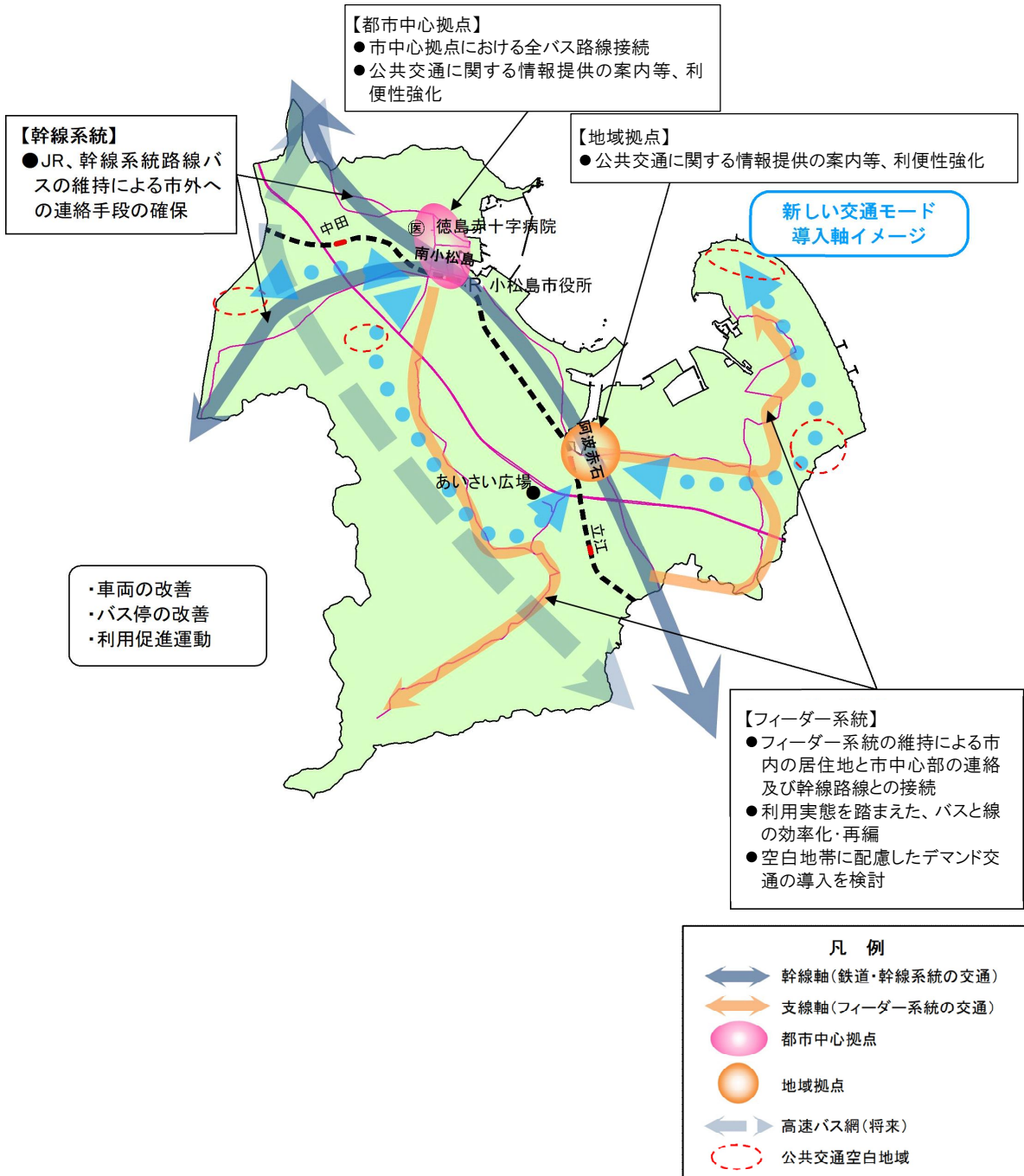
都市計画マスタープランにおいては、行政サービス、医療・福祉、商業・文化などの都市機能の集積を図る拠点として、中心拠点（JR 南小松島駅周辺）・南部生活拠点（JR 阿波赤石駅周辺）が定められており、本計画においてもこの考え方を踏襲します。

また、小松島市地域公共交通計画において目指すべき地域公共交通体系が定められており、同計画と整合を図り、公共交通軸を定め、バス路線沿線の人口密度の維持、公共交通の持続性の確保を図ります。（次ページ参照）

【将来都市構造図】



【公共交通方針図(地域公共交通計画:将来像図)】



3.3 誘導方針(ストーリー)

まちづくりの方針(ターゲット)及び目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、都市機能及び居住に関する基本的な誘導方針(ストーリー)を定めます。

基本的な誘導方針

- ① 都市拠点に都市機能を誘導し拠点性を高めます。
- ② 交通利便性の高いバス路線沿線に居住を誘導し、公共交通の持続性を高めます。
- ③ ハード・ソフト両面にわたる総合的な防災対策を推進し、安全なエリアへの緩やかな誘導を図ります。

誘導方針(小松島市独自のストーリー)

- ④ 子どもを産み育てやすく、老後まで暮らしたいと思えるコンパクトなまちづくり
- ⑤ 地域の特性に応じた良質な生活関連サービス(都市機能)を身近に利用できるよう、新たな空間創出や賑わいのあるまちづくり
- ⑥ 誰もが便利でスムーズに移動でき、生活関連サービス(都市機能)にアクセスできるまちづくり
- ⑦ 住む場所として選ばれる、安全に安心して暮らすことができるまちづくり
- ⑧ 自然環境や農林漁業との調和を図ったうえで、地域に必要な生活関連サービス(都市機能)が維持される、のどかで落ちつきのあるまちづくり

(1) 都市拠点に都市機能を誘導し拠点性を高めます

JR 南小松島駅周辺及び阿波赤石駅周辺の2つの都市拠点については、交通結節点としての利便性の強化、人が集まる拠点としての賑わいの向上を図るとともに、都市拠点にふさわしい商業、業務、福祉等の都市機能の集約誘導を図り、拠点性の向上を図ります。

(2) 交通利便性の高いバス路線沿線に居住を誘導し、公共交通の持続性を高めます

本市はJR 南小松島駅及び阿波赤石駅を中心に、路線バス、市内循環バスによって公共交通のネットワークが形成されています。一方で、JR やバス停の徒歩圏外の公共交通空白地区も存在しており、これら地区の改善に向けた生活道路の整備や新たな公共交通の段階的な導入の方向性が示されています。(小松島市地域公共交通計画)

これにより、交通利便性の高いバス路線沿線エリアを中心に、より一層の居住機能の誘導を図り、若い世帯を中心とした居住の呼び込みと定住を促進し、持続可能な都市形成を図ります。

(3) ハード・ソフト両面にわたる総合的な防災対策を推進し、安全なエリアへの緩やかな誘導を図ります。

本市は、市街化区域に形成された市街地のほぼ全域が洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域に含まれております。これらのエリアについては、ハード・ソフト対策により地域防災力の向上を図りつつ、災害リスクの発信等を通じ、長期的には安全なエリアへの緩やかな誘導を図る必要があります。

(4) 子どもを産み育てやすく、老後まで暮らしたいと思えるコンパクトなまちづくり

人口減少・少子高齢化社会の進展を踏まえ、高齢者をはじめ多くの人にとっての暮らしやすさの向上と効率的な都市基盤整備を図るため、医療・福祉・商業など生活に必要な都市機能がコンパクトに集約され、各地域が交通・情報ネットワークで有機的に連携したコンパクトなまちづくりを推進します。

(5) 地域の特性に応じた良質な生活関連サービス（都市機能）を身近に利用できるよう、新たな空間創出や賑わいのあるまちづくり

本市の都市機能や交通は一定水準で確保されているものの、高速道路の整備をはじめ、今後取組が推進される事業などにより、計画的な市街地の改善を図り、利便性が高いだけでなく、良好な住宅地としてまちづくりを進めていくことが重要です。

(6) 誰もが便利でスムーズに移動でき、生活関連サービス（都市機能）にアクセスできるまちづくり

鉄道・路線バスの運行により、概ね市全域をカバーする交通ネットワークが形成されているものの、市の一部で公共交通の利便性が低い、公共交通の空白地が存在しています。

地域の需要に応じたコミュニティバスやデマンド交通等、新たな交通モードの導入を進め、地域内交通ネットワークの維持・充実を図ります。

(7) 住む場所として選ばれる、安全に安心して暮らすことができるまちづくり

本市は、南海トラフ巨大地震による地震・津波災害や河川の破堤等による洪水災害、雨水出水（内水）災害などの大規模災害のリスクを抱えています。

居住環境の安全性を高めるとともに、災害のリスクが高い区域への市街地拡大を抑制する必要があります。

(8) 自然環境や農林漁業との調和を図ったうえで、地域に必要な生活関連サービス（都市機能）が維持される、のどかで落ちつきのあるまちづくり

農地や山林、河川、海岸等の自然環境が豊かな地域は、美しい景観を形成し、市民生活にうるおいを与えるとともに、農林漁業等の生産活動の場としても重要な役割を担っています。

このような自然環境がもたらす恩恵を次の世代に引き継いでいけるよう、農地や山林等の本市の豊かな自然環境の保全を図るとともに、農林漁業との健全な調和を図ったうえで、地域に必要な都市機能が維持されるまちづくりを推進します。